時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百十三號　月曜日
明治廿三年十月二十日
舊曆庚寅九月六日（甲、戌）
日 出午前五時五十三分
入午後五時五十九分
月 出午後零時二分
入午前九時四十四分
滿潮 午前八時五十七分
午後九時二十分
（西曆一千八百九十年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價郵送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月に金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

男女混合芝居

男女性を異にすれども同じく是れ一社會の人類にして坊間洗湯などの類を除くの外、社會到る處として男女同時に併立す可らざる處稀なるは固より當然の事なる可し近頃我政府にては男女混合芝居の禁を解き男優女優一齊に舞臺に現はるゝことを得せしめたる由なるが政府が此擧に出でたるは彼の男女俳優をして同時に一座に出でしめざるは人權を冒すの嫌ありて甚だ妙ならずとの考案なるか或は西洋諸國の芝居に男優女優を混合するを見て其顰に傚はんとするの趣意なるか我日本國に於ては從來とても女俳優の數は少なからず今此女俳優が男俳優と混合するは左まで驚く可き事に非ざれども演劇社會の上より云へば關係小ならざるが故に此際爲めに一言して當業者に告ぐる所あらんと欲するは他に非ず從來西洋諸國にて男女俳優同座に出で一般見物人をして奇異の感覺なからしむるのみか男子が扮裝して強て婦女子に擬したるものと女子が其儘女子を爲すとは固より天人の相違あるが故に男女其特性に因り各々所長を現はさしむるは彼の西洋芝居をして一層人情に切ならしむるの原因なるべく世人も見慣れ聞慣れて曾て怪まざることならんと雖ども我日本國に於て男女混合芝居座に入るは啻に人目に新なるのみならず此際充分用意せざれば風俗上或は弊害を生ずるの恐なきを得ず蓋し西洋諸國にて[illegible]社會一般の風俗として男女間の區別嚴重ならず未婚の男性[illegible]を接して座し或は[illegible]歩行を共にし或は郊遊車馬を共にして[illegible]之を[illegible]するは勿論その親愛の情を表すに互に形體を[illegible]して[illegible]するの場合も少なからず例へば彼の[illegible]の男女は父母親族の目前に於て握手し若くは接吻して[illegible]所なく芝居の舞臺上にても若男若女形體[illegible]合等の狀を演ずるは毎度珍らしからず[illegible]するのみ左まで甚だしきに[illegible]をして之を[illegible]するもなれども[illegible]にては社會の風俗自から異なり夫婦別ありと[illegible]と云ふが如き古來一種の[illegible]離別する時或は久々相見ずして忽ち再會を得たる時、沈愁地に入らんとし歡喜天に登らんとするの極に達するも異性の者が握手接吻若くは抱合する等の事は極めて稀なるものゝ如し然るに今我芝居座にて或は密室會合の塲、或は情夫情婦の關係其他なまめかしき人情を男女混合有りの儘に演じて凡俗の心を動かさんとせば假令へ西洋諸國にて尋常一樣の事として人を刺衝せざる者にても我日本人には鋭敏に感じて風俗上多少の弊害を生ずるの恐なきに非ず左れば其向きの人々は豫め東西風俗の相違を知り男女混合芝居には極めて無毒淡泊にして且つ上品優美なるものを撰み野卑陋劣の態を穿たんとして鋭敏なる人情を冒すが如き最も戒愼せざる可らず若しも然らず男女混合芝居の許可を得たるを幸ひ凡俗の人情に訴へて其喝采を博せんとし極端に人情を刺激するとあらば忽ち世上の不評判を來し假令へ政府の筋よりして禁止の命を蒙ることなきも心ある人に厭棄せられて能事を盡くすこと能はざる可し從來我芝居座にて男女纏綿の情を寫すに隨分極端に走るの弊なきに非ざりしかども其女形たる者は眞實女性に非ずして男子が女子に扮したる者なりと思へばこそ其所作の或は感情を冒すことあるも其俳優の性質を知りて之を看過したることならんなれども今男女混合して男子は男子、女子は女子、本來異性の者なりとあれば其所作事の如何に因り見物人の感情に刺激を與ふるの塲合の如きも從來の男性演劇に比して一層甚だしかる可きが故に男女混合芝居を興行せんとする者は充分此邊の事情を心得、東西人情の相違等をも勘辨して罪を社會に得ざるやう豫め其用意を密にするは最も肝要の事なる可きなり

雜報

○英國通信（前號の續）

在英國法學院　植村生

次に蘇國第一の大都たるグラスゴー府に赴き其繁盛なる狀を觀るは旅人の常とす固より通商製造を以て專務となせる地なれば遊覽者の眼を喜ばしむるものは多からずと雖ども人口五十三萬許を有し英國第一の造船地なれば暫く黑煙中を徘徊するも一遊の價ありと云はざる可らず特に今年の夏は該府の郊外クライド河の北岸に於て日本軍艦千代田の構造中なれば此地に往き將來我邦干城の一要具を縱覽し又併せて同艦回航の爲めに來着滯在中の我海軍士官諸氏に逢ひ其歡待を受けて旅情を慰むるは永く故郷を去て異域に留まる者に取りて其快闊ふ可らず其他グラスゴー府の大學校造船場等は數年來日本學生又は日本より注文せし汽船等に關して日本人の見聞せし所多かるべし就中大學理學部中に在るサー、ウヰリヤム、トムソンの物理學實驗室の如きは其人の名譽と倶に遠近に聞ゆるものなれば往て縱覽を求めたりしに室内の學生皆常に[illegible]に在て研究せし理學士田中舘愛橘氏の事を語り同氏に敬愛を表するの情[illegible]實驗室の外見を[illegible]は實に[illegible]謂はざる可らず其完備の度如何に至ては專門家に非ざれば許するを得ざるなり

グラスゴーに逗留して之れより諸方の遊覽に赴き即日若くは一兩日を經て再び歸着するを便とす一日市府を貫流するクライド河を汽船にて下り河口に接して西南岸に在る一要港グリノックに達す其間に兩岸に在る造船所は四十有餘にして一箇所に大抵二三艘乃至六七艘の船舶を建造し居るを見たり是等は概して鐵又は鋼鐵作りなれば幾千の鐵槌を以て働作する音聲は殆んど人語を沒するに足る所あり勿論時に營業の緩急はあるべく又今年は上景氣の時なるべしと雖ども此地の造船業を見る時は英國人の世界中の航海業に特別の地步を占め居るの偶然ならざるを悟るべきなり又今日此地に來りて其運輸の便を羨む者多しと雖ども其昔時の狀態を聞けば僅かに水深三尺の河流なりしが去る五十年來巨額の金錢を費して之を浚渫し今は吃水二十尺に近き大船の出入を爲さしむるに至れりと云ふ故にクライド河は啻に一年三百萬噸以上に達する新造船舶を送り出すのみならず又巨額の輸出入貿易を茲に誘ひ一年內に其海關の收入は六百萬圓以上なるべし故にグラスゴーの繁榮は幾多天然の形勝に基くと雖ども其河流改修の大工事は實に其大原因たるを知るべし此工事ありてこそグラスゴーの製造、々船事業あり又此製造と造船とありて今日のグラスゴーあるのみ實に人をして「花見て花を羨むな」の訓言を思出さしむるあり而して河口のグリノックは近年旭出の勢を以て旺盛に赴く地にして造船業も亦盛なれども專ら航海者の爲めに必要なる地にして外國貿易の爲めに出入する貨物の甚だ多きを知るなり此地は蒸汽機械の創造者と云はれたるヂユームスワットの生地にして土人の之れを以て人に誇るを常とす故に市内の地名又は公共の家屋等に此名を榮らしむるもの一二にして足らず現にワットが其大發明を遂ぐるの機會となりしニユーコメン式の蒸汽機標本はグラスゴー大學博物館に藏して衆庶の覽に供せり

又山水の美景を探る者はグラスゴーより發してロッホカタリン及ロッホロモンドの二湖を遊覽する者甚だ多し此地方は蘇國第一の文章家として許されたるサーウオルター　スコットの詩文中に記述する所にして其詩文の英國に行はるゝは馬琴の日本に於けるよりも尙盛なることなれば此地方に來るものは大抵其地名及び口碑を先づ諳じ居るあり故に杖を曳くには必らず汽車汽船に乘せられて此地に向ふ者の多きは山水の秀逸なるに比較しては多きに過ぐるが如し乍去英國の如き平坦無味の地に生れ又は永居して其近傍に絕て山岳湖水を見ることも能はざる者が此地に來りて驚歎するは少しも怪むに足らざるなり其景色の概況を云へば恰も我國[illegible]湖の如く四邊多くは丘陵を繞らし湖中に往々小嶋ありて樹木雜草其上に生じ湖面平かにして鏡の如く千古の蒼苔は水邊の木石を掩ひ人煙遠くして、時に富者の夏邸を見るのみ或は小汽船に乘りて水上を渡る所あり或は四頭立の共同馬車を驅て湖邊を廻る所あり幸に天晴れて凉風少しく樹林を動かし遙かに羊兒の群をなして丘背に秣ふを望む時は人をして盛暑に山中を旅行するの身なることを忘れしむ唯蘇國湖水の美景を害ふものは其水[illegible]色を帶び淺き所は[illegible]の如く深き所は殆んど醬油を見るが如し又降雨多くして晴天少く青空に對して此山水を仰望することを得るは多からず蓋し晴雨常ならざるは山中の常なりと雖ども蘇國山中は特に[illegible]きが如く[illegible]を携へ或は冬時の外套を着け又た乍ち之を[illegible]が如きに際しても[illegible]に倚りて四方の風[illegible]も少なからず必覺[illegible]る時は風景を樂む[illegible]

赤蘇國山水の一短[illegible]ゴー府を去ることす[illegible]て該府の水道に供[illegible]めず却て他に流出[illegible]れば蘇湖の王と稱[illegible]は注意の深きもの[illegible]至り湖邊にインバ[illegible]特ち其南端に在る[illegible]湖面に散在し其間[illegible]たるを知る唯余は[illegible]之を想像し得るの[illegible]り其名は旅人の口[illegible]して日光の諸瀑を[illegible]覺ゆるありバロッ[illegible]適すべし

○開校式　濱尾局長の

[illegible]る第五高等中學校[illegible]長濱尾新氏は席上[illegible]

第五高等中學校[illegible]

本校ハ明治十九年勅令第[illegible]レタル高等中學ノ一ニシ[illegible]實其エヲ竣リ本日ヲ以テ[illegible]ニ序クルヲ以テ此盛典ニ[illegible]教育ニ關シ聊カ鄙見ヲ陳[illegible]夫レ國家ノ事業ハ中等以[illegible]能否ハ中學教育ノ整否ニ[illegible]學教育ノ設備ヲ計リ中等[illegible]教育ヲ受ケ智德ノ修養ヲ[illegible]八高等專門學校等ニ入ル[illegible]校ノ專門學術ヲ攻究スル[illegible]狹ナル智識ニ依リ錯綜[illegible]際フニ方今文明ノ域ニ進[illegible]アル所以ニシテ實ニ國家[illegible]凡ソ人ハ[illegible]國文國史ヨリ數[illegible]中等以上ニ位セントスル[illegible]受ケサルヘカラス然リ而[illegible]ヲ以テ其事業ヲ進捗シ[illegible]ラスト雖モ其根底ナ[illegible]ル所アリテ其作用ヲ圓滑[illegible]面レテ中等以上ニ位シ[illegible]會ニ立チ常ニ權力ノ平均[illegible]家ノ幸福ヲ進メ安寧ヲ保[illegible]公共ノ業務ニ於テ[illegible]旨ニ依リ立憲ノ政體ヲ確[illegible]以テ將來[illegible]成シ其作用ヲ圓滑ナラシ[illegible]就カントスルモノナレハ[illegible]士タラシメ以テ國家ニ對[illegible]凡ソ社會ニ立チ中等以上[illegible]アレハ普通ノ智識ニ乏シ[illegible]事業ニ關シテ其專門者ノ[illegible]ラス公益ヲ阻礙スルノ[illegible]門教育ヲ受ケタルモノト[illegible]ニ缺クル所アリテ[illegible]ルニ堪フヘカラサルノミ[illegible]己ヲ知リテ他ヲ知ラサル[illegible]物ハ納税相當レス國家ノ[illegible]スルノ風アリ[illegible]ノ公立[illegible]學校ヲ設クルノ[illegible]リ支出スル年額[illegible]中資金其他ノ收入ヲ合[illegible]力ヲ用フルコト甚大ナリ[illegible]我國民ノ[illegible]カサルヘカラサルナリ[illegible]本邦中學教育ノ施設[illegible]レタル以前ニ在リテハ[illegible]ニ一ノ大學[illegible]